

【株式会社東栄】 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、当社は、社員が仕事と子育てを両立し、働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 10 年 8 月 31 日（3 年間）

2. 内容

【目標 1】 男性社員の育児休業取得者を計画期間中に 1 名以上とする。

＜対策＞

- ・ 育児休業制度について、社内説明会を年 1 回開催する。
- ・ 建設部門の業務体制を見直し、担当業務の代替要員を確保できる仕組みを整える。
- ・ 現場代理人が休暇を取りやすいよう、業務引継ぎマニュアルや日ごろから工事の進捗を共有する体制を整備する。

【目標 2】 年次有給休暇の年間平均取得日数を 8 日以上とする。

＜対策＞

- ・ 繁忙期を避けた計画的な休暇取得を推奨する。
- ・ 現場単位でのシフト調整を可能とする体制を構築する。
- ・ 半日・時間単位の有給休暇取得を積極的に活用できるよう周知する。

【目標 3】 月平均残業時間を 25 時間以内に抑える。

＜対策＞

- ・ 工事計画段階で労務負荷を考慮し、無理のない工程を策定する。
- ・ 現場での ICT 施工やクラウド活用を推進し、事務作業を効率化する。
- ・ 週 1 回のノー残業デーを試行し、状況を見て定着を図る。

3. 周知・届出

本計画は、社内掲示板及び全社員ミーティングで周知するとともに、所轄労働局へ届け出を行う。